

提 案 書

(地震防災対策等の充実強化)

平成 26 年 7 月

九都県市首脳会議

平成26年7月

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩祐治
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	舛添要一
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

首都圏における地震防災対策等の充実強化について

東日本大震災では地震による津波や液状化などにより、東北地方だけではなく、首都圏においても住宅やライフライン、農地などに深刻な被害が発生した。また、鉄道が運行を停止したことにより大量の帰宅困難者が発生し、迅速で正確な情報提供や一時滞在施設の確保・誘導など様々な課題が顕在化した。

首都直下地震についてはかねてから切迫性が指摘されていたが、平成25年12月に国から発表された被害想定によれば、従来の想定を上回る被害が発生するとされている。我が国の政治・経済の中心である首都圏が、ひとたび、そのような大地震に見舞われた場合には、住民の生命、財産はもとより、社会のあらゆる分野に甚大な被害が生じ、国際社会にも重大な影響が及ぶことになる。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減するとともに首都中枢機能を維持するためには、東日本大震災の教訓を踏まえつつ、地震防災対策等の一層の充実強化を図る必要がある。また、対策を迅速かつ的確に実施していくためには、国と九都県市が協働していくことが不可欠である。よって、下記事項について提案する。

記

- 1 高層建築物への長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等へ対策を講じるよう要請するとともに、必要な支援策もあわせて検討し、実効性を担保すること。
- 2 首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画の策定や検討にあたっては、国の役割を明確にした上で、自治体や関係機関等の意見を十分に尊重すること。
- 3 帰宅困難者対策の一環として一時滞在施設の確保を推進していくため、下記の事項に取り組むこと。
 - (1) 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようにすること。
 - (2) 「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。

- (3) 受入れた帰宅困難者のための3日分の飲料水や食料等の備蓄を実施できるよう財政措置を講じること。なお、その際は、財政措置を受けるための要件を緩和するなど事業者にとって利用しやすい制度となるよう配慮すること。
- (4) 一時滞在施設の運営に際し、事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。また、それに合わせて、支弁を受ける際の手続きについても明確に示すこと。
- (5) 一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

4 被災者の生活再建支援の根幹となる被害認定調査について、被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、都道府県を対象とした研修のプログラムを充実させるなど、全国的な支援体制を構築すること。

5 首都直下地震等の大規模災害が発生した際に、国と地方の関係機関が連携して、被災地への支援が迅速に実施できるよう、首都圏と東北・北陸・中部・関西各方面との高速道路のJCT等、交通の結節点周辺や空港、港湾周辺等に複数の基幹的広域防災拠点を整備すること。

とりわけ、関西圏・中部圏との結節点である相模原市と横浜市の次の2か所については、熟度が高いと考えられることから、国においても十分に検討されたい。

- ・八王子JCT周辺（相模原市 相模総合補給廠の一部）
- ・横浜町田IC周辺（横浜市 上瀬谷通信施設の一部）

6 首都圏に立地する石油コンビナートにおける減災対策を推進するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 平成25年12月に国が発表した首都直下地震の被害想定を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。
- (2) 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策等への支援の継続と拡充等に取り組むこと。
- (3) 長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術の調査・研究を進めること。
- (4) 施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努めること。

- (5) 経年劣化した施設の改修へのインセンティブの検討に取り組むこと。
- (6) 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、国として支援を行うこと。
- (7) 石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁の連携を強化して、一元的に防災対策の推進に取り組むこと。

7 ヘリサインの整備を促進するため、下記の事項に取り組むこと。

- (1) ヘリサインの整備について、国が主導的な役割を担い、自治体、民間等に対して整備を行うように働きかけるとともに、整備に係る財政的支援を行うこと。
- (2) 国施設についてアクセスポイントとなるヘリサインの整備を推進していくこと。

8 富士山等の大規模噴火に備えるため、大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の処理方法について、明確な指針を示すこと。なお、指針の作成にあたっては、自治体や関係機関等の意見も尊重すること。